令和８年（フ）第１０８５号
千葉県市川市大和田２丁目15番13―204号
債務者　丸山　健二
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１０２号
千葉市若葉区殿台町572番地
債務者　平見　湧夏（旧姓貝良塚）
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１１３号
千葉県市川市南八幡２丁目22番３号
債務者　飯田　教之
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１３３号
千葉県船橋市芝山１丁目40番５棟803号
債務者　後藤　哲也
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１５０号
千葉県習志野市谷津５丁目33番16号　中沢荘７号
債務者　青木　靖知
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１６７号
千葉市花見川区千種町118―５　シティハイツ千種Ⅱ　101号室、住民票上の住所埼玉県川越市大字木野目1985番地４　（メゾン佐知101号室）
債務者　長内　尚子（旧姓松田）
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２１８号
千葉県市川市本塩５番14号　（ローゼハイツ妙典）
債務者　齋藤　裕子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２４３号
千葉県船橋市習志野台８丁目24番21―301号
債務者　田邊奈菜恵
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２４５号
千葉県八千代市ゆりのき台１丁目24番地１　サングレース八千代607号室
債務者　楳地　健二
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２４７号
千葉市稲毛区園生町971番地１　ウィズ稲毛ヒルトップテラス603号
債務者　北島　大輝
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２６０号
千葉市若葉区みつわ台２丁目23番16号
債務者　鈴木　　稔
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２６３号
千葉県市原市辰巳台東２丁目４番地19
債務者　鈴木　勝悦
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２６６号
千葉県市川市真間１丁目16番３―103号（アーバンハイツ市川）
債務者　檜山金太郎
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２８０号
千葉県八千代市大和田新田300番地29
債務者　齋藤　来希
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２９５号
千葉市中央区南生実町92番地３　リヴェールⅠ　302号
債務者　白鳥　奈波
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３０４号
千葉市美浜区幸町１丁目21番20―714号
債務者　星野　　毅
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３０６号
千葉県市原市島野1776番地２　コーポ島野第―203
債務者　菅　　和真（旧名和博）
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係